

行政改革に関する提言書

平成30年3月

さぬき市行政改革推進委員会

1 本提言にあたって

さぬき市行政改革推進委員会では、これまで様々な課題を取り上げ、さぬき市の行政改革の実現に向けた提言を行ってきた。これを受け、市においては、財政健全化策等の種々の取組が継続して実施され、行政の効率化や市民サービスの向上が図られてきたところである。

しかしながら、さぬき市の財政の見通しとしては、歳入面では、市発足以後、恩恵を受けてきた合併算定替による普通交付税の特例措置が今年度をもって終了すること等に伴い、一般財源の大幅な減少が避けられない状況である。一方、歳出面では、分庁舎の整備や学校施設等の整備、防災・減災対策等に伴う公債費負担の増大に加えて、今後更なる加速化が想定される少子高齢化の進展と相まって、地域経済の縮小や社会保障費の増大、老朽化が進む施設の維持補修費の増嵩などが想定され、財政状況の悪化がより現実的な問題として迫ってきている。

このように、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、必要な行政サービスを維持し、更なる少子高齢化社会に対応するなど、変化する市民ニーズに的確に対応していくためには、人口減少と地域経済縮小の克服を目的とし、平成27年10月に策定した「さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な実現に向けての取組を加速させるとともに、無駄を省き、簡素かつ効率的で、将来にわたり持続可能な行財政運営を目指していく必要がある。

本委員会では、こうした点を踏まえ、平成28年度の取組の進捗状況や、本市の将来を展望した従来の仕組みにとらわれることのない行政改革の在り方について、市民目線の観点から検討を行った。

ここに、その要点を述べ、今後の施策に生かされるよう提言したい。

2 行政改革実施計画に基づく主な取組への提言

第4次行政改革実施計画に基づく平成28年度の主な取組のうち、「歳入の確保」における「市税及び税外収入の滞納分の徴収強化」については、CATV使用料、住宅使用料及び学校給食費の滞納繰越分の徴収率が目標数値を上回る結果となったが、引き続き、未納者に対し、時機を逸することなく効果的な納付の働き掛けを行うとともに、現年分の着実な収納など、新たな未収金が増えないような取組にも力を入れていただきたい。

また、「企業誘致の推進」については、新規事業所の新設1件、増設4件の実績は評価するが、更に「未利用財産の活用」と「企業誘致の推進」の所管を同一の所属課又は所属部とし、一層連携を強化するなど、企業から引き合いがあった場合への効率的かつ迅速な対応が必要ではないか。

次に、「施設管理費等の適正化」における「施設配置の適正化」については、公共施設（建物系）全体の基本的な方向性を示した公共施設再生基本計画の進捗管理を行いながら、計画を実施に移す取組を進めていくこととなっているが、その中でも温泉施設については、合併前からの施設におけるサービスを継続し、現在に至っていることから、各施設の経営

状況等を見極め、サービス継続の必要性や妥当性を十分に検討の上、統廃合を積極的に進めていただきたい。

次に、「補助金の見直し」における「イベント補助金の見直し」については、各イベントにおいて自己財源を10パーセント確保することを要請したり、一定の目的を達成したイベントについては廃止するなど、積極的な見直しを行っているが、地域にとって賑わい創出につながるイベントや後世に伝える必要がある行事等に対しては、その公益性や妥当性、効果や効率性を見極め、必要性が高いものについては支援を継続するといった点も加味しながら見直しを図ることも必要なのではないか。

【第4次行政改革実施計画（平成27年度～平成30年度）取組項目進捗状況一覧（抜粋）】

取組項目	成果指標	H28年度	
		目標数値	実績数値
税外収入の滞納分の徴収の強化	CATV 使用料徴収率 (滞納繰越分)	9.0%	42.8%
	住宅使用料徴収率 (滞納繰越分)	12.0%	12.3%
	給食費徴収率 (滞納繰越分)	45.0%	56.2%
企業誘致の推進	新規事業所設置数 (増設含む)	2件	5件
イベント補助金の見直し	補助金 (イベント)	115,824千円	115,446千円

3 支所・出張所の見直しについて

支所については、平成21年4月に業務の縮小を行ったことから、それまで支所を利用していた市民の多くが、専門性を求め、直接担当課へ出向く傾向が強くなってきつつあると思われる。

また、証明書の発行や収納などのサービスについては、依然として利用者が多いことから、出張所になった場合でも、これらのサービスは継続して行うとともに、利用者のニーズを的確に把握し、正確かつ迅速で分かりやすく丁寧な対応ができる職員を配置するほか、これまでの出張所に比べ若干でも機能を強化するなど、可能な限りサービス低下とされない対応が求められる。

出張所については、高齢化が進み、地理的にも若干不便性の高い多和、小田地区は存続するとともに、その他の出張所についても、1日出張所の開設や近隣からの通勤職員による対応など、職員が常駐しない体制にあっても、一定の市民ニーズを満たすことができる新たな市民サービスの在り方を検討してはどうか。

加えて、市役所を利用する交通弱者に対する利便性の確保の観点から、利用者が多い病院やスーパーなどへの経路と合わせ、コミュニティバスの運行体系の見直しや福祉タクシー助成制度の拡充等を検討してはどうか。

改革には痛みを伴うものであり、支所・出張所の見直しはある程度やむを得ないと思われるが、市民に身近な窓口でもある市役所機能の見直しは、市民サービスに直結するものであることから、見直しに当たっては、市民の理解が得られるよう十分な説明責任を果たしながら進めていただきたい。

4 行政改革に関わる取組の改善策について

(1) 学校等跡地施設の利活用について

学校等跡地施設は、教育施設等としてだけでなく、地域行事やスポーツ少年団の活動など、様々な場面で利用されてきたことから、地域住民の愛着も強く、跡地施設の利活用には強い関心を持っている。

こうしたことから、学校等跡地施設の利活用においては、地域の要望を聞きながら、地域の賑わいづくりへの寄与やコミュニティの活性化といった地域活力維持の一助となるような利活用の方針を大前提に進めていただきたい。

また、利活用が決まるまでの間は、周辺環境が悪化しないよう施設の適正な管理に努めていただきたい。

(2) ふるさと納税について

ふるさと納税は、寄附をすることによりふるさとを応援するものであるが、これに合わせて寄附者に対して地域の特産品を返礼品として送付することで、全国に向けて地域の特産品をPRし、地場産業の活性化につながるなど、地域経済への波及効果が期待される。さぬき市においては、今年度から代行業務を民間に業務委託し、返礼品目が60品目を超え、寄附金額が伸びつつあるなど一定の取組が進んでいるものの、取組自体はまだまだ低調と思われる。ふるさと納税は、自主財源の確保としても大きな役割を果たすことから、さぬき市としてのオリジナル性が高く、かつ、他の自治体との差別化を図った商品を返礼品に加えるなど、寄附金収入増に向けた取組を強化してはどうか。

また、現在、制度の周知がホームページのみとなっているが、お祭りや各種イベントなど地元出身者が大勢帰省するような機会を捉え、パンフレットなどを配布することも有効な手立てになるのではないか。

(3) その他の改善策について

観光面では、外国人のお遍路さんも急増していることから、四国八十八箇所遍路道の世界遺産への登録が一層加速化するよう関係機関に働き掛けていただきたい。大串半島については、現在、活性化策について検討を進めているとのことであるが、多額な財源

を投入せずとも、観光資源としての可能性を十分秘めているため、休館中の宿泊施設等の既存資源を可能な限り活用するなど、有効な対策を講じてもらいたい。

また、公共施設の統廃合により、料理教室や会合、研修などを開催する場が地域に不足する場合は、保健センターやふれあいプラザといった、集会スペースや調理設備など類似機能が整った施設も有効に活用してはどうか。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過
さぬき市行政改革推進委員会委員名簿
さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

平成29年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

第1回会議 平成29年11月7日(火) 10:00～12:00 本庁203会議室
議 題

- 1 会議の進め方について
- 2 行政改革実施計画の平成28年度進捗状況について
- 3 支所・出張所の見直しについて
- 4 その他について

資 料

- 1 行政改革推進委員会委員名簿(平成29年度)
- 2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
- 3 さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)
- 4 さぬき市行政改革実施計画(平成28年度)取組項目進捗状況一覧
- 5 - 1 支所・出張所の見直しについて(検討案)
- 5 - 2 さぬき市分庁舎整備概要

第2回会議 平成29年12月26日(火) 10:00～11:00 本庁302会議室
議 題

- 1 提言書のとりまとめについて
- 2 行政改革実施計画進捗状況について
- 3 支所・出張所の見直しについて
- 4 行政改革に関わる取組全般(改善策)について
- 5 その他について

資 料

- 1 行政改革推進委員意見聴取一覧について

第3回会議 平成30年2月1日(木) 10:00～11:30
議 題

- 1 行政改革に関する提言書(案)について

資 料

- 1 行政改革に関する提言書(案)

さぬき市行政改革推進会委員名簿（平成29年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏名	区分
1		大森 郁代	団体推薦
2		越智 隆昭	公募
3		金岡 エミ子	公募
4		金本 賢二	公募
5		高嶋 文夫	団体推薦
6	会長	奈良 正史	識見者
7		蓮池 秋男	団体推薦
8		元山 幸恵	団体推薦
9		眞鍋 清高	団体推薦
10	副会長	山本 正子	団体推薦

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。